

新潟市立幼稚園における給食費の管理に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟市立幼稚園における給食費の管理に関する要綱（以下「要綱」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、要綱の例による。

(給食の実施日)

第3条 給食を提供する日は、幼稚園ごとに教育委員会が別に定めるものとする。

(申込み)

第4条 保護者からの幼稚園入園願の提出をもって、入園期間中の給食提供の申込みをしたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の事由があると認めるときは、申出書を提出させることができるものとする。

(給食費の通知)

第5条 市長は、毎年度給食費負担者に対して、新潟市立幼稚園給食費決定通知書（様式第1号）により、給食費の額を通知するものとする。

2 額に変更がある場合は、新潟市立幼稚園給食費変更通知書（様式第2号）により、給食費の額を通知するものとする。

(給食費の額)

第6条 要綱第3条第3項の規定により定める給食費の額は、別表第一のとおりとする。

(給食費の徴収)

第7条 要綱第3条第1項の規定により、給食費負担者から、前条の規定により定められた給食費の額にその月の実施予定日数を乗じて得た額を、当該月分の給食費として徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りではない。

(給食費の納入期限)

第8条 要綱第6条に規定により定める給食費の納入期限は、別表第二のとおりとする。

2 前項に規定する納入期限が日曜日、土曜日又は国民の祝日に關する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この条において「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日をもって納入期限とする。

3 市長は、前2項に規定する納入期限により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に納入期限を定めることができる。

(給食費の督促)

第9条 要綱第7条に規定する督促は、当該納入期限後30日以内にその発行の日から起算して10日以上適当な日数を経過した期限を指定して、督促状（様式第3号）により行うものとする。

(給食費の遅延損害金)

第10条 市長は、前条第1項の規定による督促をしたにも関わらず、給食費負担者が納入期限までに給食費を納入しない場合は遅延損害金を徴収するものとする。

2 前項の遅延侵害金の額の算定においては、新潟市債権管理条例（平成26年新潟市条例第9号）第9条各号の規定の例による。

(給食費の減免)

第11条 要綱第8条に規定する「特別の理由があると認められるとき」については、次のとおりとする。

- (1) 幼児等が退園又は休園により給食の提供を受けなくなったとき
- (2) 幼児等が食物アレルギーのため、全ての給食の提供を受けることができないとき
- (3) 幼児等が食物アレルギー又は疾病のため、給食の飲用牛乳の提供を受けることができないとき
- (4) 幼児等が病気、事故その他の事由により、連続する5日以上の給食実施日において給食の提供を受けることができないとき
- (5) インフルエンザ等の感染症防止対策により学級閉鎖を実施したとき
- (6) その他市長が給食費の減額が特に必要であると認めるとき

2 前項第1号の規定による給食の停止の申出は、退園願又は休園願の提出をもって、給食の再開の申出は復園願の提出をもって、それぞれ行われたものとみなす。

3 第1項第2号の規定により給食の停止を申し出る場合は、市長は、学校生活管理指導表をもって申出の内容を確認するものとする。

4 第1項第3号の規定により給食の停止を申し出る場合は、市長は、食物アレルギーにかかわる給食の飲用牛乳停止・再開（届）又は疾病による給食飲用牛乳停止・再開（届）をもって申出の内容を確認するものとする。

5 第1項第4号の規定により給食費の減免を受けようとする者は、給食欠食届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

6 第1項第5号の規定により給食費の減免を受けようとする場合は、学級閉鎖等に係る給食欠食届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

7 第1項各号における、減額の計算については、別表第三のとおりとする。

8 前項の計算により1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(還付及び充当)

第12条 市長は、給食費に係る過誤納金があるときは、給食費還付通知書（様式第6号）により、速やかにこれを還付するものとする。

2 市長は、前項の規定により過誤納金を還付する場合において、その還付を受けるべき給食費負担者から徴収すべき給食費があるときは、同項の規定にかかわらず、その過誤納金をその給食費に充当することができる。

(給食費の調整)

第13条 市長は、一の年度における給食費の額が発生した日の合計数が一の年度における給食を実施する予定の日の合計数と異なることとなったときは、当該年度において徴収すべき給食費の額について、必要な調整を行うことができる。

2 前項に規定する調整を行うときは、新潟市立幼稚園給食費清算通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表第一（第6条関係）

給食費（1人1日につき）		
主食費	副食費	合計
30円	250円	280円

別表第二（第8条関係）

期別	対象月	納入期限
第1期	4月及び5月分	6月25日
第2期	6月分	7月25日
第3期	7月及び8月分	9月25日
第4期	9月分	10月25日
第5期	10月分	11月25日
第6期	11月分	12月25日
第7期	12月分	1月25日
第8期	1月分	2月25日
第9期	2月及び3月分	3月25日

別表第三（第11条関係）

減額する事由	減額の計算
第11条第1項第1号	給食の提供を受けなかった日数に別表第一に掲げる給食費を乗じた額
第11条第1項第2号	給食の提供を受けなかった日数に別表第一に掲げる給食費を乗じた額
第11条第1項第3号	飲用牛乳の提供を受けなかった日数に別表第一に掲げる副食費に含まれる牛乳代相当額を乗じた額
第11条第1項第4号	給食の提供を受けなかった日数から1を減じた日数に別表第一に掲げる給食費を乗じた額
第11条第1項第5号	学級閉鎖等の日数に別表第一に掲げる給食費を乗じた額